

北見市広告入り窓口用封筒無償提供者募集要項

北見市の窓口等における市民サービスの向上、経費の削減及び地域経済の活性化を図ることを目的として、広告入り窓口用封筒を無償で提供していただける事業者(以下「無償提供者」という。)を募集しています。

1 無償提供していただくもの

広告入り窓口用封筒

来庁者が、住民票等の各種証明書の持ち帰り用として自由に利用する窓口用封筒です。

無償提供者は、窓口用封筒に広告を掲載する者(以下「広告主」という。)を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど、広告掲載に係る一連の事業を行い、広告掲載によって当該封筒の製作費用等を賄っていただきます。

(1) 規格及び年間製作予定枚数

ア 角型2号(縦332mm×横240mm) 55,000枚

イ 角型6号(縦229mm×横162mm) 25,000枚

※ 実数については、選定後に調整となります。

※ 色、形状等については、別途協議します。

(2) 広告掲載面積

広告掲載の面積は次のとおりとし、残りの部分には、本市の指定する市政情報等を掲載していただきます。

ア 角型2号…表面・裏面とも封筒面積の3分の1以下

イ 角型6号…裏面全面

※ 掲載位置、サイズ等については、別途協議します。

2 封筒の設置場所

戸籍住民課、市民サービスセンター、3総合支所、5支所・出張所及び、その他市が指定する場所

3 納品方法

上記設置場所に別に指示する数量ごとに直送及び分納してください。

※ 分納の回数は、設置期間中3回以上とします。

4 設置期間等

- (1) 窓口用封筒等の設置期間は、3年間とします。
- (2) 設置期間が経過した場合に、残余の窓口用封筒があるときは、当該封筒の所有権は本市に帰属するものとします。

5 広告掲載の範囲

- (1) 掲載することができる広告の内容等については、「北見市広告事業実施要綱」第6条及び同条第2項の規定に基づく「北見市広告掲載基準」の定めるところによる。
- (2) 広告は、本市の区域内に活動拠点を持つ法人その他の団体又は個人のものでします。

6 募集方法

無償提供者の募集は市ホームページに掲載して行います。

7 募集期間

平成30年12月14日(金)から平成30年12月28日(金)午後5時必着
※ 持参の場合の受付時間 午前8時45分～午後5時(閉庁日を除く。)

8 提出先及び方法

- (1) 北見市市民環境部戸籍住民課総務係
〒090-8509 北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル4階
TEL 0157-25-1122 FAX 0157-31-6553
- (2) 郵送又はご持参ください。

9 提出に関する質問

- (1) 質問先:8(1)に同じ
- (2) 受付期限:平成30年12月21日(金)午後5時まで
- (3) 質問方法:FAXにてご提出ください。
- (4) 回答期限:平成30年12月25日(火)

10 提出書類

- (1) 「北見市広告入り窓口用封筒無償提供申込書(様式第1号)」
- (2) 「企画提案書(様式第2号)」
- (3) 企画書(任意様式)
- (4) 会社案内等(会社の事業内容、経歴などがわかるもの)
- (5) 法人登記に係る現在事項全部証明書(個人事業主の場合は、身分証明書)
- (6) 納税証明書(住所を有する市区町村の法人又は個人の市区町村民税等)

(7)「誓約書(様式第3号)」(市外の事業所のみ)

※[北見市競争入札参加資格者]

「北見市競争入札参加資格者名簿」に登載されている事業者は、(4)から(7)の提出は省略できます。

11 選定基準

- (1) 提出いただいた書類に基づき、企画内容、デザイン、実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価し、1事業者を選定します。(抽選により1事業者を選定する場合があります。)
- (2) 審査の結果、ふさわしい提案応募がない場合は、選定者なしとする場合があります。
- (3) 選定結果については、申込者に対し「選定結果通知書(様式第4号)」で通知します。また、選定した無償提供者の所在及び名称並びに連絡先については、市ホームページ等において公表します。

12 協定書の締結

窓口用封筒の製作及び無償提供の手続きに関して、本市と無償提供者双方で協定書を取り交わすものとします。

13 注意事項

- (1) この要綱に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- (2) 審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申立ては、受けません。
- (3) 提出に要する費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- (4) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (5) その他、「北見市広告事業実施要綱」及び「北見市広告掲載基準」の規定をご確認ください。